

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の
臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和4年6月
職業安定局雇用保険課

本件は、公益上、緊急に定める必要があるものであることから、行政手続法第39条第4項第1号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行わなかった。

【参照条文】

行政手続法（平成5年法律第88号）

（意見公募手続）

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）